

高岡市こども計画（仮称）における基本目標について

第2期 高岡市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）	高岡市こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）
基本目標	基本目標
第2期計画では、高岡市子どもの未来応援計画を取り込み、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されことなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、第1期計画の「子ども・子育てへの支援体制づくり」、「子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり」「社会全体で子育てを支援する環境づくり」「親子の健康づくり」の4つの基本目標に、「すべての子どもの権利を守る体制づくり」を加え5つの基本目標を置きます。 これら5つの基本目標を計画の柱とし、各施策を推進していきます。	高岡市こども計画（仮称）では、 <u>子ども、子育て当事者、地域社会とともに子どもをまんなかに据えた施策を総合的に進めていく</u> ということを前提に「 <u>全ての子どもへの支援体制づくり</u> 」、「 <u>全ての子育て当事者への支援体制づくり</u> 」、「 <u>地域社会全体で子育てを支援する環境づくり</u> 」、「 <u>支援が必要な子どもや家庭を守る体制づくり</u> 」、「 <u>こどもの意見を大切にした施策づくり</u> 」の5つの基本目標を置きます。 これら5つの基本目標を計画の柱とし、各施策を展開していきます。
基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり	基本目標Ⅰ <u>全ての子ども</u> への支援体制づくり
・子どもの最善の利益の実現を目指し、乳幼児期から学童期にかけての教育・保育の一体的提供と充実に取り組みます。	・ <u>心と身体の発達過程にある者を子どもと捉え、全てのこどもにライフステージに応じた切れ目ない継続的な支援を行っていきます。</u>
基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり	基本目標Ⅱ <u>全ての子育て当事者</u> への支援体制づくり
・親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、安心して子育てができるサービスの充実を図ります。 ・親が安心して子どもを生み、自分らしい生き方を選択しつつ、子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和の啓発を進め、仕事と子育ての両立を支援します。 ・将来を担う子どもたちが、家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組み、次世代の親を育成します。	・親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、安心して子育てができるサービスの充実を図ります。 ・親が安心して <u>子ども</u> を生み、自分らしい生き方を選択しつつ、 <u>子ども</u> が健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和の啓発を進め、仕事と子育ての両立を支援します。 ・ <u>子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、子育て当事者に必要な支援をともに考え、推進していきます。</u> ・ <u>若い世代の結婚や出産に関する価値観が多様化する中で、望む方が希望を持って</u> 家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組んでいきます。
基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり	基本目標Ⅲ <u>地域社会全体</u> で子育てを支援する環境づくり
・地域社会全体が一体となって、子育て家庭を見守り応援していく環境づくりに取り組みます。 ・子どもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者や家族が安心して子育てに取り組めるように、交通安全対策や防犯対策など、子育てにやさしい生活環境を整えます。	・ <u>市役所全体で子どもをまんなかに据えた施策を推進するとともに、関係機関や地域の人々、企業等と連携し、</u> 子育て家庭を見守り応援していく環境づくりに取り組みます。 ・ <u>子ども</u> が安全にのびのびと活動できるよう、また保護者や家族が安心して子育てに取り組めるように、子育てにやさしい生活環境を整えます。
基本目標Ⅳ 親子の健康づくり	
・親が安心して妊娠・出産でき、生まれた子どもが健やかに育まれていくために、親と子の健康づくりを推進します。	第2期計画における基本目標Ⅳは高岡市こども計画の基本目標Ⅰ、Ⅱに分割で記載している（基本目標Ⅰにこどもの健康づくり、基本目標Ⅱに親の健康づくりを記載）
基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり	基本目標Ⅳ <u>支援が必要な子どもや家庭を守る体制づくり</u>
・すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されことなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。 ・すべての子どもがお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のため、障がい福祉サービスの充実や児童虐待の防止対策などに取り組み、すべての子どもの権利を守ります。	・ <u>全ての子ども</u> が生まれ育った環境によって左右されことなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。 ・ <u>全ての子ども</u> がお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のため、障がい福祉サービスの充実や児童虐待の防止対策などに取り組み、 <u>全ての子ども</u> の権利を守ります。
	基本目標Ⅴ <u>N こどもの意見を大切にした施策づくり</u>
	・ <u>こどもは、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。</u> ・ <u>こどもを多様な人格をもった個人として尊重し、その権利を保障し、こどもにとってもっとも良いことは何かを考慮した上で、こどもをまんなかに据えた施策を推進していきます。</u>

高岡市こども計画（仮称）における施策目標及び施策の方向性について

第2期 高岡市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）	高岡市こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）
基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり	基本目標Ⅰ 全てのこども への支援体制づくり
施策目標1 子どもが教育・保育を一体的に受けられる環境づくりを推進します 子どもが多く時間を過ごすこととなる認定こども園、幼稚園、保育所、学校等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、保護者やその家族と共に、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。 そのため、質の高い教育・保育を提供するための環境整備や、教育と保育を一体的に受けることができる認定こども園への移行のための支援を行い、教育・保育サービスの充実に努めます。	施策目標1 こどもの誕生から切れ目ない支援を一体的に受けられる環境づくりを推進します 母子保健と児童福祉の連携を推進し、乳幼児から若者までライフステージに応じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制を強化します。 このうち、こどもが多く時間を過ごすこととなる認定こども園、幼稚園、保育所、学校等では、全てのこどもの最善の利益を第一に考え、保護者やその家族と共に、次代を担うこどもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。 そのため、質の高い教育・保育を提供するための環境整備、教育・保育サービスの充実に努めます。
施策の方向性(1) 子どもの健やかな成長のための保健医療の充実 小児保健医療の一層の充実と、次世代を担う子どもが健やかに育つ地域社会の実現に地域ぐるみで取り組みます。	施策の方向性(1) こどもの健やかな成長のための保健医療の充実 小児保健医療の一層の充実と、次世代を担うこどもが健やかに育つ地域社会の実現に地域ぐるみで取り組みます。 こども計画における基本目標Ⅰ 施策目標1 施策の方向性（1）は第2期計画の基本目標Ⅳ施策目標7 施策の方向性（2）を組み換えたもの
施策の方向性（1） 教育・保育サービスの一体的提供と充実 核家族化の進行や女性の社会進出、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増えています。このような中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育サービスの一体的提供と充実に努めます。	施策の方向性(2) 教育・保育サービスの一体的提供と充実 核家族化の進行や女性の社会進出、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増えています。このような中においても、全てのこどもの健やかな育ちを実現するため、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
施策の方向性（2） 学校教育環境の充実 著しい社会環境の変化の中にあって、児童生徒が豊かな人間性を育み、自ら学び、たくましく生きる力を身につけることが求められています。 すべての子どもが健やかに学び成長できるよう、学校教育環境の充実に努めます。	施策の方向性(3) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実 著しい社会環境の変化の中にあって、児童生徒が豊かな人間性を育み、自ら学び、たくましく生きる力を身につけることが求められています。 すべての子どもが健やかに学び成長できるよう、学校生活、教育環境の更なる充実に努めます。
	施策の方向性(4) N 若者に対する支援の充実 18歳、20歳といった特定の年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達過程にある青年期のこどもの支援の充実を図ります。
基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり	基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者 への支援体制づくり
施策目標2 親が安心して子育てができるサービスの充実を図ります 子どもを生み育て、子育てに向かい合う親が不安や負担感を乗り越え、子育てに伴う喜びが実感できるよう、行政機関にはその支援が求められています。 このため、令和2年度より本格実施となる「幼児教育・保育の無償化」を着実に実行するとともに、相談体制の充実や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実など、安心して子育てができるようサービスの充実を図ります。	施策目標1 妊娠前から親が安心して子育てができるサービスの充実を図ります こどもを生み育て、子育てに向かい合う親が不安や負担感を乗り越え、子育てに伴う喜びが実感できるよう、行政機関にはこどもの成長過程に応じた切れ目ない支援が求められています。 このため、経済的支援の充実を図るとともに、包括的な相談体制の充実や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実など、安心して子育てができるようサービスの充実・発信を図ります。
施策の方向性(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実 少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、親が安心して妊娠・出産でき、生まれた子どもが健やかに育まれていくためには、妊娠・出産・子育ての基盤となる母子保健の充実が求められています。 このようなことから、母子の健康水準を向上させるための国民運動計画「健やか親子21（第2次）」や本市の健康増進計画「健康たかおか輝きプラン（第2次）」に基づき、母子保健対策の充実に取り組むとともに、保健・医療・教育・福祉等の連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制に取り組みます。	施策の方向性(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実 少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、親が安心して妊娠・出産でき、生まれたこどもが健やかに育まれていくためには、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える母子保健と児童福祉サービスの充実が求められています。 母子の健康水準を向上させるための国民運動計画「健やか親子21」や本市の健康増進計画「健康たかおかスマイルプラン」に基づき、若いうちから望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防に取り組むとともに、保健・医療・教育・福祉等の連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制に取り組みます。 こども計画における基本目標Ⅱ 施策目標2 施策の方向性（1）は第2期計画の基本目標Ⅱ 施策目標2 施策の方向性（1）及び基本目標Ⅳ 施策目標7 施策の方向性（1）を統合したもの
施策の方向性(1) 安心して子育てができる環境の整備 親の働き方や家族観が多様化する中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現するための、子育て家庭に対する支援サービスの充実に努めます。	施策の方向性(2) ひとり親家庭等への支援の充実 生計や子育ての担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭等に対し、経済的支援や、子育てと仕事の両立、各種悩みに関する相談などの支援に取り組みます。
施策目標3 親の仕事と子育ての両立を推進します 子育てを行う親が、家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現を図ります。	施策目標2 共働き・共育ての両立を推進します 子育て当事者が相互に協力しあい、子育てをするとともに家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりの推進など、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現を図ります。
施策の方向性(1) 仕事と子育ての両立支援 安心して子どもを生み、育てる親が自分らしい生き方を選択しつつ、子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和が取れた働き方ができるよう、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。	施策の方向性(1) 共働き・共育ての両立支援 安心してこどもを生み、子育て当事者が自分らしい生き方を選択しつつ、こどもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和が取れた働き方ができるよう、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。
施策目標4 次世代の親を育成します これからの未来を支えていくのは、次代の親となる子どもたちです。 次代の親となる子どもたちが、健全に育ち、そして新たな親として社会に関わりながら子育てを行い、今後の高岡の将来像を描く大きな力となるよう次世代の親育成に取り組みます。	施策目標3 次世代の親を育成します 「こどもは地域の宝」であり、次世代を担うこども達の健やかな成長を地域社会全体で支えていきます。 結婚や出産に関する価値観が多様化する中で、将来を担うこどもたちが、健全に育ち、そして新たな親として社会に関わりながら子育てを行い、今後の高岡の将来像を描く大きな力となるよう次世代の親育成に取り組みます。
施策の方向性(1) 子どもを生み、育てる意識の醸成 将来を担う子どもたちが、家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組み、親としての意識の醸成に努めます。	施策の方向性(1) こどもを生み、育てる意識の醸成 将来を担うこどもたちが、家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組み、親としての意識の醸成に努めます。

基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり		基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり	
施策目標5 地域で子育て家庭を支える社会をつくります		施策目標1 地域で子育て当事者を支える社会をつくります	
子どもが地域社会と関わりながら成長できるよう、様々な交流体験、学習活動を推進し、子ども自らが社会の一員である喜びを感じることができる社会づくりに努めます。 また保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていく意識の醸成を図ります。		子どもが地域社会と関わりながら成長できるよう、 こどもの居場所づくり 、様々な交流体験、学習活動を推進し、 子ども 自らが社会の一員である喜びを感じることができる社会づくりに努めます。 また保護者とその家族だけでなく、 行政や関係機関、地域の人々、企業等が一体となって 、社会全体で 子ども や子育て家庭を支えていく意識の醸成を図ります。	
施策の方向性(1) 地域での子育て支援環境の整備		施策の方向性(1) 地域での子育て支援環境の整備	
社会状況やライフスタイルの変化などにより、地域社会のつながりが希薄になるとともに、子どもの集団経験が希薄になりつつあります。このような中、保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていく意識を持つことが必要です。家族・地域が子どもを見守り、子どもが地域の中で育つ環境づくりに努めます。		社会状況やライフスタイルの変化などにより、地域社会のつながりが希薄になるとともに、 こども の集団経験が希薄になりつつあります。このような中、 子育て当事者 だけでなく、 行政や関係機関、地域の人々、企業等が一体となって 、社会全体で 子どもや子育て当事者 を支えていく意識を持つことが必要です。 こどもの居場所づくりを推進するとともに 家族・地域が 子ども を見守り、 子ども が地域の中で育つ環境づくりに努めます。	
施策目標6 子育てのための生活環境を整備します		施策目標2 子育てのための生活環境を整備します	
子どもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者やその家族が安心して子育てに取り組み、健やかな生活を送ることができるよう、安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。		子ども が安全にのびのびと活動できるよう、また 子育て当事者 が安心して子育てに取り組み、健やかな生活を送ることができるよう、安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。	
施策の方向性(1) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備		施策の方向性(1) 安全・安心な生活環境の整備	
子どもが健全に育つためには、安全にのびのびと遊べる環境が必要です。 しかしながら近年、全国的に子どもを狙った犯罪や交通事故など、痛ましい事件が増えていることを背景に、安心して子育てできる生活環境が強く求められています。 子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全に活動し、保護者やその家族が安心して子育てできるまちづくりに取り組みます。		子ども が健全に育つためには、安全にのびのびと遊べる環境が必要です。 まだ、子ども達が安全・安心に生活できるよう、防犯、防災、防火等の視点に立って 保護者やその家族が安心して子育てできるまちづくりに取り組みます。	
基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり		基本目標Ⅳ 支援が必要な子どもや家庭を守る体制づくり	
施策目標8 すべての子どもの権利を守ります	こども計画における基本目標Ⅳは第2期計画の基本目標Ⅴを基本とするもの	施策目標1 全ての子どもや家庭の最善の利益を守ります	
子どもが健やかに成長していくためには、あらゆる種類の差別や虐待から守られ、一人の人間として、その人格や個性が尊重されることが必要です。 障がいの有無等による差別や、家庭の生活環境、児童虐待により権利を脅かされることなく、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会づくりを目指します。		子どもにとって最もよいことが何かを考慮され、子どもが心身とともに健やかに育成されることが重要です。 障がいの有無等による差別や、家庭の生活環境、児童虐待により権利を脅かされることなく、 全ての子ども が自分らしく健やかに成長できる社会づくりを目指します。	
施策の方向性(1) 子どもの貧困対策		施策の方向性(1) こども の貧困対策	
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に取り組みます。		こども の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、 こども 一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に取り組みます。	
施策の方向性(2) 児童虐待防止対策の推進		施策の方向性(2) 児童虐待防止対策 とヤングケアラーへの支援	
核家族化や地域との交流の希薄化、親の孤立化、育児力の低下など、様々な社会的要因によるストレスが、ときに児童虐待の引き金となることが指摘されており、その相談件数も増加を続けています。 すべての子どもの権利を守る理念に基づき、子育て支援に着実に取り組むことを通じた児童虐待防止対策の推進に努めます。		虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている中、市では令和6年4月に母子保健と児童福祉の両方の機能が一体となったこども家庭センターを設置し、妊産婦と子ども・子育て家庭に関する支援を包括的に切れ目なく提供できるよう努めていきます。	
施策の方向性(3) 障がい児等の施策の充実		施策の方向性(3) 障がい児・ 医療的ケア児等への支援	
障がい等の有無に関わらず、すべての子どもが持つ可能性を伸ばし、身近な地域で安心して自立した社会生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて切れ目ない一貫した支援体制の構築に取り組みます。		障がい児、医療的ケア児等、発達に特性のあるこどもの地域社会への参加を推進し 、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、切れ目ない一環した支援対策の構築に取り組みます。	
基本目標Ⅴは新規項目として高岡市こども計画（仮称）に反映		基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり	
		施策目標1 こどもの意見を施策づくりに活かしていきます	
		子どもが権利の主体であることを認識してもらえよう、広く周知・発信するとともにこどもの意見を聴取する機会づくりに努めていきます。	
		施策の方向性(1) こどもの社会参画・意見反映	
		こどもの意見を聴くための取組を推進し、その意見に基づき、子どもをまんなかに据えた施策への反映を進めます。	